



2025年12月号

『改正食品関連法規解説 2025』

改正された主な食品関連法規の概要を学ぶ(33)

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパー・マーケット協会 客員研究員）

＜はじめに＞

今月は最初に緊急案件の周知徹底事案として、食品表示の適正化に向けた年末一斉取締りの要旨（令和7年11月18日消食表第829号）（一部抜粋・加工）について、その後に、前月号に続き、令和7年（2025年）9月2日から令和7年10月1日の期間に公布・改正された主な食品関連法規を解説（一部抜粋・省略・加工）します。

『緊急の周知徹底事案』

令和7年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る

年末一斉取締りの実施についての要旨（令和7年11月18日）

国及び都道府県等は、年末に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施。

＜年末一斉取締りの実施について＞

1. 実施時期：令和7年12月1日から同月31日（当期間以外の実施あり）

（目的）

食品衛生法に基づく年末一斉取締りは、食品表示法による執行体制の下での食品等の表示

の信頼性を確保することを目的として実施。

(方法)

販売施設を中心に、食品等の表示について点検し、食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準に定める表示事項（第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第7条第1項に定める事項に係るものに限る。）及び食品衛生法第20条に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止に関する違反の発見及び排除に努め、「都道府県等食品衛生監視指導計画」に基づき適切に立入検査及び収去検査を実施。

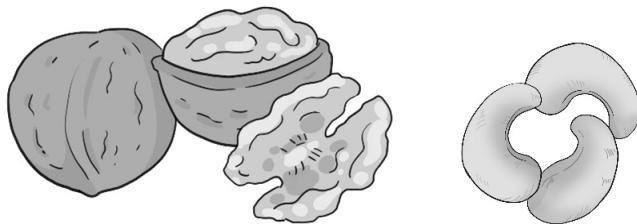
2. 食品表示の適正化等に向けた監視の重点事項

(1) 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合の食品の表示適正化

店内調理施設等で製造又は加工し容器包装に入れて販売する場合の、科学的・合理的な根拠に基づいた消費期限又は賞味期限表示の調査と、食品関連事業者等が表示事項を遵守しているかどうかを監視指導（根拠書類の確認等）。

(2) 特定原材料及び特定原材料に準ずるものの取扱いの確認

特定原材料「くるみ」の食品表示基準に定められた表示事項が遵守されているかを、食品関連事業者等に対し監視指導を徹底。また、準特定原材料の「カシューナッツ」は、令和7年度中に特定原材料へ移行する方向であることから、可能な限りアレルギー表示をするよう推進。



©m i z u h o.デザインオフィス

(3) 原産地及び原料原産地名表示の適正化の確認

令和6年度の食品表示法に基づく指示・公表の実績から、原産地及び原料原産地名の表示違反となっており、事実と異なる原産地等を表示しての販売行為は、食品表示制度に対する消費者の信頼を揺るがしかねない。このことから、これらの被疑を確認した場合には、

食品関連事業者等に対し監視指導を徹底。

3. 食品関連事業者等に対する啓発として

(1) 食品リコール（自主回収）に係る主な発生原因を踏まえた注意喚起

令和6年度の届出/自主回収の主な発生原因是、食品スーパー等の販売業及び製造業のアレルゲン表示、期限表示及び保存方法の誤記載、表示漏れ等が大半を占めていることから、特にこれらの誤記載、表示漏れ等がないよう注意喚起すること等。

(2) 遺伝子組換え食品に関する表示制度の周知啓発について

現在、「遺伝子組換でない」旨の表示は、分別生産流通管理をして、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物及びこれを原材料とする加工食品に限定している。遺伝子組換え農産物の混入防止を目的とした分別生産流通管理により、意図せざる混入を5%以下に制御したものについては、「遺伝子組換え混入防止管理済み」等の表示を可能としている。本制度について、遺伝子組換え表示制度パンフレットを活用するなどにより、食品関連事業者等への周知啓発を図る。

(3) その他の留意すべき事項

- ・「機能性表示食品」に関しては、機能性表示食品制度の見直し内容に関して食品関連事業者等への周知啓発を図る。
- ・いわゆる「健康食品」の広告表示（ポップ等を含む）について、健康保持増進効果等の虚偽誇大な表示に対しては「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について」及び「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項」に沿って、違反を確認した際は地方厚生局に報告し連携を図る。
- ・「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を踏まえて、食品の特性等に応じて、科学的・合理的な根拠に基づく期限及び安全係数の設定を自ら考えて行うよう食品関連事業者等への周知啓発を図る。
- ・食物アレルギーに関する情報提供として、外食事業者・中食事業者（例-食品スーパー・マーケットのお惣菜、お弁当等）に対して可能な限り、より一層の周知啓発を図る。

以上

『改正食品関連法規解説』

258. 地鶏肉の日本農林規格の一部を改正（告示：令和7年9月2日）

【主な改正の内容】

JAS の国際規格との連動性、規格の検索性・利便性向上のため、JIS Z 8301（規格票の様式及び作成方法）に従い規格の様式が改正された。これに伴い、地鶏肉についての生産行程管理者の認証の技術的基準の改正、地鶏肉についての小分け業者の認証の技術的基準の改正、地鶏肉の生産行程についての検査方法も改正。

（改正後の日本農林規格からの一部抜粋）

地鶏肉についての生産行程管理者等の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う地鶏肉についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認証の技術的基準を規定する。

・ ・ ・ ・ 略 ・ ・ ・

【施行日】令和7年10月2日

259. ハンバーガーパティの日本農林規格を廃止（告示日：令和7年9月8日）

これに伴い、ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキについての取扱業者の認証の技術的基準、飲食料品及び油脂についての検査方法、飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法等の改正も告示。

【主な改正の内容】

ハンバーガーパティの JAS は、近年格付実績がなく、改正要望も出ておらず、今後規格が活用される見込みがないことから、廃止。

（改正後の日本農林規格からの一部抜粋）

チルドハンバーグステーキについての取扱業者等の認証の技術的基準

1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関が日本農林規格等に関する法律第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行うチルドハンバーグステーキについての取扱業者及び外国取扱業者の認証の技術的基準を規定する。

・ ・ ・ ・ 略 ・ ・ ・

【施行日】令和7年10月8日

＜経過措置＞

この告示による廃止前のハンバーガーパティの日本農林規格により格付の表示が付されたハンバーガーパティについては従前の例による。

260. 「食品、添加物等の規格基準の一部を改正」が告示（令和7年9月18日）

【主な改正の内容】

1、食品、添加物等の規格基準の一部を改正

次の農薬等について、食品中の残留基準値が設定された。

●農薬:イソフェタミド、ジンプロピリダズ、チフルザミド、ピラジフルミド、フルキサメタミド、ポリオキシン複合体

●動物用医薬品:ジブチルサクシネット（昆虫忌避剤）、ノルジェストメット（合成ホルモン剤）

【施行日】令和7年9月18日

ただし、一部の食品に係る残留基準値については、告示の日から起算して1年を経過した日から適用する。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品＞

農薬	食品
イソフェタミド	すいか（果皮を含む。）、ごまの種子、なたね、その他のオイルシード及びその他のハーブ
チフルザミド	その他の野菜
ピラジフルミド	かぼちゃ（スカッシュを含む。）、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり（果皮を含む。）及びその他のうり科野菜
フルキサメタミド	キャベツ、ねぎ（リーキを含む。）及びピーマン
ポリオキシン複合体	みかん（外果皮を含む。）

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

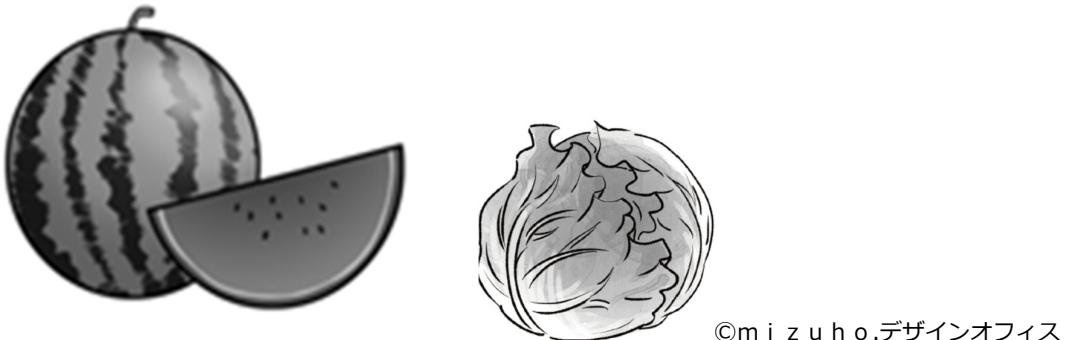
(1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にはない食品については、一律基準(0.01ppm)を適用すること。

・ · · · · 略 · · · ·

2 その他

残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キwiー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか

(果皮を含む。)」、「メロン類果実(果皮を含む。)」、「まくわうり(果皮を含む。)」、「みかん(外果皮を含む。)」、「びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)」、「もも(果皮及び種子を含む。)」及び「キwiー(果皮を含む。)」としてそれぞれ一律基準(0.01 ppm)を適用する。



261. 「飲用乳の表示に関する公正競争規約」が改正(告示日:令和7年9月18日)

【主な改正の内容】

- 1、公正競争規約において引用している景品表示法の条文に係る条ずれへの対応等が行われた。
- 2、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」が「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に変更されたほか、項ずれへの対応など、所要の変更が行われた。

【施行日】令和7年9月18日

262. 日本農林規格の施行規則が改正(公布:令和7年9月30日)

【経緯】

これまで、有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品については、日本と英国、米国、オーストラリア及びニュージーランドとの間において有機JAS制度に基づく輸出入がなされてきた（英國及びニュージーランドについては有機畜産物及びその加工食品を除く）。

そこで、2022年10月から有機酒類が有機JASの対象になったことから、農林水産省及び国税庁が英國、米国、オーストラリア及びニュージーランドと協議を行ってきた結果、有機酒類についても、有機JAS制度に基づき輸出入できるようになった。これにより、有機食品の輸出入に係る手数料や手間が軽減され、輸出拡大が期待される。

【主な改正の内容】

有機JAS認証を受けた有機酒類について、有機(organic)と表示して輸出可能になり、有機日本酒等の輸出拡大が期待される。輸入については、英國、米国、オーストラリア及び

ニュージーランドによる認証を受けた有機酒類に、JAS制度に基づき「有機」等と表示することができる。

【施行日】令和7年10月1日

(参考)

●有機認証制度の相互承認

有機認証について他国の制度を自国の制度と同等と認め、相手国の有機認証品を自国の有機認証品として取り扱う国家間の決め。

日本と有機同等性を相互承認した国・地域（令和7年10月1日現在）

	農産物	農産物加工食品 (酒類を除く)	酒類	畜産物及び 畜産物加工食品
米国	○	○	○(予定)	○
EU	○	○	○	○
カナダ	○	○	○	○
台湾	○	○	○	—
英国	○	○	○(予定)	—
スイス	○	○	—	○



©mizuhō.デザインオフィス

263. 食品表示基準が改正（公布日：令和7年10月1日）

【主な改正の内容】

機能性表示食品の表示禁止事項の見直しが行われた。具体的には、機能性表示食品は、消費者庁長官に届け出られた科学的根拠を有する機能性関与成分及びその機能が正しく消費者に伝わることが重要であることから、一部を除き、機能性関与成分以外の成分を強調する用語（成分を含むこと、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等）を表示禁止事項としていたが、これらの強調する用語のうち、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、その他の一般的な食品と同様に容器包装上に表示することができるようにになった。

なお、届け出た機能性関与成分以外の成分（食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる栄養成分を除く。）を含むことを強調する用語については、引き続き表示禁止事項とされている。

【施行日】令和7年10月1日

264. 食品表示基準Q & Aの一部改正（公布日：令和7年10月1日）

【主な経緯】

「食品表示基準の一部を改正する内閣府令」が公布され、「食品表示基準」が改正されました。これに伴い、「食品表示基準Q & A」の一部改正。

【主な改正の内容】

機能性表示食品の表示禁止事項に係る具体例の追加。機能性表示食品に関して表示禁止事項とされている、「含むことを強調する用語」の対象となる成分と具体的表示例に関するQ & Aが追加。

表示禁止とされている「含むことを強調する用語」の対象となる成分は、届け出た機能性関与成分及び食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる栄養成分以外の成分を指しますが、食品表示基準Q & Aの例示では、

加工－277－2：機能性表示食品に関して表示禁止事項としている、「含むことを強調する用語」の対象となる成分及び具体的表示例は、どのようなものか？

(回答)

1) 機能性表示食品に関して表示禁止事項としている、「含むことを強調する用語」の対象となる成分は、届け出た機能性関与成分及び食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる栄養成分以外の成分です。

2) 1) の表示禁止の対象となる成分は、例えば、以下の表示が該当します。

- ・含むことの表示や強化されたことの表示
- ・別記様式2又は3による栄養成分表示に近接した箇所（栄養成分表示の枠の下等）以外の箇所における成分名とその含有量を併記した表示

3) なお、成分を含まないことや使用していないこと、成分の量が低減されたことの表示は、

「含むことを強調する用語」には該当しません。

つづく

参考文献：消費者庁、農林水産省、厚生労働省、中央法規（株）

イラスト：m i z u h o.デザインオフィス（イラストは転載禁止）